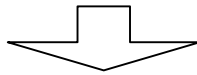


## 情願処理体制の暫定運用

### 従前

- ・ 「違法又は不当な処分等に関する不服」と「苦情」が区別されていない
- ・ 情願件数の著しい増加



迅速に処理することができない

### 改善策

監獄法が改正されるまでの間、

「違法又は不当な処分等に関する不服」と「苦情」に分け、それぞれの性質に応じた取扱い

### 実施状況

平成16年1月1日から暫定運用を開始

違法又は不当な処分等に関する不服



大臣が人権擁護局又は矯正局に調査させた上、処理

苦情



矯正局が調査の上、処理

暫定運用開始～4月末日まで  
受理件数 2457件のうち

..... 510件

(うち人権擁護局 12件)

..... 1947件